



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 9 日 (金)
第 8 3 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による施術者の指定 (143) (福祉保健課) 2 |
| | 都市計画の変更 (144) (景観まちづくり課) 2 |
| | 飼料の試験の結果の概要 (145) (畜産課) 2 |
| ◇ 選管告示 | 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (5) 3 |
| ◇ 公 告 | 鳥取県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画 (畜産課) 3 |
| | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4 |
| | 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 4 |
| ◇ 調達公告 | 制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 5 |

告 示

鳥取県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 氏 名 | 住 所 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|--------------------|-------------------------|---------------------|------------|
| 竹崎 好範 | 鳥取市湖山町東四丁目62 | とっとり中央整骨院 | 鳥取市湖山町東四丁目62 | 平成24年2月17日 |
| 橋尾 友香 | 鳥取市吉成南町一丁目4 -22 | 株式会社フレアスふ れあい在宅マッサージ | 鳥取市南吉方一丁目114 - 3 | ” |

鳥取県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路3・3・1号三朝倉吉羽合線
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
倉吉市円谷町字切岩谷、字城ノ谷、字猪畑谷、字田汲谷、字天神淵、字天神利及び字東天地
- 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第145号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成24年2月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成24年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 製造事業場の所在地及び名称 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造年月 | 試験項目 | | 違反の有無及び違反の内容 |
|---------------------|----------------------------------|--------|---------|-----------|-----|--------------|
| | | | | 動物性飼料 | 肉骨粉 | |
| 日野郡日南町 日南TMRセンター | 日野郡日南町神戸上 3337-3 日南TMRセンター | 鳥取ミックス | 平成24年2月 | 動物性 飼料 | 肉骨粉 | 無 |

| | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------------|-------|---|---|---|---|
| 鳥取市 有限会社ティー エムアール鳥取 | 鳥取市上原897-1 有限会社ティーエムア ール鳥取 | タイプRS | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 東伯郡琴浦町 川東飼料組合 | 東伯郡琴浦町大字金屋 大高谷22-83 川東飼料組合 | TMR中原 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年3月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

| | |
|--|---------|
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 9,677 |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 147,303 |
| 鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 52,780 |
| 米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 40,188 |
| 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 13,774 |
| 境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 9,805 |
| 岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,567 |
| 八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 8,652 |
| 東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 16,352 |
| 西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 12,443 |
| 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,715 |

公 告

獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第1項の規定に基づき、平成32年度を目標年度とする鳥取県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

（「次のとおり」は省略し、その計画書をインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=171850>）に掲載する。）

平成24年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年3月9日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|--------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 経験者講習 | | 平成23年4月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署 | 八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| | | 平成23年4月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第32会議室 | 鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年3月9日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している

もの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|---|------------------------|---------|------------------------------------|------|
| 平成24年 4 月 7 日 午前 8 時30分から午前11時30分まで | 西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場 | トラップ射撃 | 7 ¹ / ₂ 号の散弾 | 6 人 |
| 平成24年 4 月 23 日 午前 8 時30分から午前11時30分まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成24年 4 月 23 日 午後 1 時から午後 4 時まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しようする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 3 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

ウィルス対策ソフトライセンスの更新 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 調達案件に係る貸借期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 納入期限

平成24年3月30日（金）

(6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成24年3月9日（金）から同月21日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店の所在地が鳥取県外である者にあつては、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐しているものに限る。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部情報管理課指導係

電話 0857-23-0110（代）

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年3月9日（金）から同月13日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年3月21日（水）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月19日（月）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年3月15日（木）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成24年2月定例会において本件業務に関する予算が可決されなかったときは、開札を行わず、本件入札を中止する。